

令和6年度
第2回 匝瑳市介護保険運営協議会
第2回 匝瑳市地域包括支援センター運営協議会

議事録

日時	令和7年2月19日（水） 13：30～15：10
場所	市民ふれあいセンター 2階会議室
出席委員 （50音順・ 敬称略）	江波戸 美代、角 聡、木内 良晴、熊切 茂、佐藤 晴彦、椎名 房子、 島谷 綾乃、鈴木幸一、多田 晋吾、那須 恒雄、平山 新治、八角 静子、 山田 賢一
欠席委員 （50音順・ 敬称略）	大関 典夫、小西 雅史、英 香代子
事務局	高齢者支援課 鈴木課長、倉地副主幹、向後副主幹、椎名主査、 土屋主査補 西部地域包括支援センター 佐々木保健師
次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 （1） 令和6年度介護保険事業実施状況報告（概要）及び令和7年度介護 保険特別会計予算（案）について （2） 令和6年度高齢者在宅福祉サービスの事業実施状況及び令和7年度 高齢者在宅福祉サービスの事業実施計画（案）について （3） 介護給付費通知の送付について （4） 令和7年度地域包括支援センター運営方針（案）について （5） 令和7年度匝瑳市地域包括支援センター及び匝瑳市西部地域包括支 援センター事業計画（案）について （6） 指定介護予防支援事業所における虐待防止対策の強化について （7） 地域包括支援センターの柔軟な職員配置について 4 そ の 他 5 閉 会

資料	【資料１－１】令和６年度介護保険事業実施状況報告（概要） 【資料１－２】令和７年度介護保険特別会計予算（案） 【資料２－１】令和６年度高齢者在宅福祉サービスの事業実施状況 【資料２－２】令和７年度高齢者在宅福祉サービスの事業実施計画（案） 【資料３】介護給付費通知の送付について 【資料４】令和７年度地域包括支援センター運営方針（案） 【資料５－１】令和７年度匝瑳市地域包括支援センター事業計画（案） 【資料５－２】令和７年度匝瑳市西部地域包括支援センター事業計画（案） 【資料６】地域包括支援センターの柔軟な職員配置について
----	--

<会議内容>

１ 開会

事務局が開会宣言を行った。

事務局が資料の確認を行った。

事務局が委員の出席状況を報告した。

事務局が会の成立を報告した。

２ あいさつ

平山会長が挨拶を行った。

３ 議事

- （１）令和６年度介護保険事業実施状況報告（概要）及び令和７年度介護保険特別会計予算（案）について、事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いする。

A 委員：介護認定者がほとんど増えていないのに、令和６年度の決算見込みで５,０００万円以上も増えているが、どのような理由があるか？また、令和７年度予算案において、保険料が５.２３％増えているが、国庫支出金は２.３％しか増えていない。この理由は何か？また、介護保険の基金はどのくらい残高があるのか？

事務局：順序が違ってしまいが、最後の質問から回答させていただきたい。介護給付費準備基金の今年度末の残高見込は約３億８,０００万円程度である。また、保険料の増額の理由だが、昨年度に保険料の基準額等を改定し、匝瑳市は国の示した基準のとおりの設定としている。また、１段階、２段階、３段階の低所得者の方については保険料を下げっており、その分、所得の高い高齢者の方に、これまでよりも負担していただく形になっているが、昨年度の予算案の中では、高所得の方が何人いて、そのうち何段階の方が何人、その上の段階の方が何人とい

うのを、予算に反映できなかった部分がある。令和7年度の予算については、保険料の担当課が、今年度に改定後の保険料の賦課を実際にかけた結果、これぐらいの収入が見込めるといことで、予算に計上している。決算見込の増加の理由だが、要介護・要支援認定者数及び受給者数の増加、令和6年度における報酬改定が主な理由となっている。例えば、居宅介護サービス給付費の一人あたりの年間の給付費は約96万円程度で、それに対して受給者数が48名増えており、5,000万円近い増となる。

(2) 令和6年度高齢者在宅福祉サービスの事業実施状況及び令和7年度高齢者在宅福祉サービスの事業実施計画(案)について、事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

B 委員：外出支援サービスの令和6年度の実施状況が、12月までというところを考慮してもかなり少ないと思うが、何か理由があるのか？

事務局：お見込のとおり、外出支援サービスについては、前年度から大きく減少している状況ではあるが、理由としては、はっきりとした分析はできていない。ただ、申請者数については、年1回の申請となっているが、今年度については申請がやや少なく、1人当たりの利用する回数も減少している状況である。利用内容としては、医療機関への通院や、入退院の際の利用ということになるが、そういう方が今年度は少なくなっているというところまでしか、分析はできていない。

C 委員：外出支援サービスについて、通院の際にこういった部分の援助を受けられるのか、教えてもらいたい。

事務局：市内の医療機関や、あとは隣接する市町村の医療機関に通院する際に対象となる。1回の利用、片道について、市内は300円、市外は400円の自己負担で、自宅からその医療機関まで事業者の介護タクシーに乗せていってもらえることができる。

C 委員：現場の感覚だと、ここ最近、訪問診療の先生が旭市や匝瑳市で増えてきたような気がする。そうすると、今まで外出支援サービスを受けていた方が、無理なく訪問診療に切り替えている傾向があるのかなと感じていて、この外出支援サービスの回数も、訪問診療の増加が関係しているのかもしれない。

事務局：その辺りも含めて、改めて分析をさせていただきたい。

A 委員：訪問診療が増えているとうことであれば、高齢者は外出が不便なので、訪問診療ができる医者情報を公開して、各地域の住民が分かるようにしてもらおうと助かる。

事務局：ご意見いただいたことについては、実情をよく分析して、検討していきたい。

議長：今、訪問診療の話が出たが、それに加えて、オンライン診療の該当者がいるのかいないのかも含めて、検討をしていただきたい。

D 委員：訪問診療やオンライン診療を進めていくのは素晴らしいことだと思うが、外出支援サービスがなくなる方向に行ってしまうと、あまりよろしくないのではないかな？オンライン診療に特化したものと訪問診療に特化したものがあるって、例えば、眼科さんとかは訪問診療を優

先してやってくれるのだろうか。もちろん、計画としてはそういう形を取るのは全然悪いことではないと思うが、利用状況をちゃんと見ながらいかないと、特定のサービスだけがしっかりと受けられない状態が発生しかねない感じはちょっとしてしまうので、他の地域で問題が起きているかどうか、ちゃんと精査しないといけないのではないかな。外出支援サービスがなくなってしまうと、介護の仕事をしている人からすると、選択肢がなくなるということにもなってしまう。

事務局：今後精査を進めていく中で、必要な方が必要なサービスを使っていただけるように、検討していきたい。

（３）介護給付費通知の送付について、事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いする。

E 委員：郵送料の他に、どのくらいの費用がかかるのか。

事務局：郵送料以外にかかる経費について、通知自体については、そのデータの出力の準備、それから、その出来上がったものについての、亡くなられた方の分を送らないようにする等の調整を多少するので、人件費がかかっている。発送までの作業として約１週間程度かかる。また、外部委託している部分に係る金額については、市の電算部門で、一括でシステム会社の方に支払いをしているので、金額の方はお示しすることはできない。

議長：以前は、市は自分で電算運営をしていたが、今は業者委託をするようになった。そこでは、許可・権限を市の方に与えられていないため、これは全部業者の方に委託をしないと業務ができないという契約になっている。スケジュールの中の項目で、年２回のいつからいつまでの間に、あそこに入ったデータから抽出してやるということだろう。ハガキの圧着は、どちらがやっているのか？

事務局：業者に委託している。

議長：そういう作業まで入って、いくらという年間契約でやっているという認識がある。電算処理自体を、全部一括して委託しているので、自力ではデータを取り出したり出来るようになっていないということだと思う。

F 委員：医療費については、３か月から４か月、または半年遅れとなって、どの病院にかかりましたよという通知が来る。自分も実際もらっているが、あまりそれについては意味がないなという風に感じている。介護の通知についても、介護サービスを受けている方がこのような通知をもらって、何か参考にしているのかどうかということがよくわからないが、自分としては必要ないなという風には思っている。

G 委員：資料の中の他の市町村の状況で、県内自治体の半数以上が廃止の方向であるという風に出ているが、委員の意見もあると思うが、市としてはどのような方向性を考えているのか。この会議の意見だけで決まってしまうものなのか？

事務局：市としては、他の市町村が廃止の方向に向かっているということで、廃止もやむなしかなとは考えているが、今回皆様にご意見を伺って、これは続けるべきだというようなご意見

が強いようであれば、継続の方向で検討しようと考えている。できれば積極的にご意見をいただきたい。

G 委員：私もやめていいと思うが、話を聞いた限りでは、予算を節約したいのであれば、この郵送料以外に電算の契約の内容に押し込んで、ちゃんと安くしてくれと言わないといけないということになる。

議長：通知を出すための印刷製本の部分は、印刷代は担当課が予算を持っているのではないかと
思うが、それとも電算が持っているのか。

事務局：そういったことも含めて、委託部分は企画課の方で予算化している。

議長：この会議は介護の関係の協議会なので、介護保険料が下がる努力を少しでもしてもらわないといけない、事業費は下がったけれど、介護保険料には影響がありませんでは、メリットがないので、その配慮をお願いしたい。

A 委員：我々は、介護の給付費通知を受けていないので、介護給付を受けている人に対して、本来はその人がどう考えるかという意見を聞くのが良いのではないか。

事務局：確かに、実際に通知を受けている方に聞くのが一番良いと思われるが、この委員の皆様の中でもご家族だったり知り合いの方だったり、通知をもらっている方もいると思うので、何か意見があればお願いしたい。

<特になし>

（４）令和７年度地域包括支援センター運営方針（案）について、事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

<特になし>

議長：議事４について採決を取らせていただく。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

<賛成全員>

議長：賛成全員ということで、議事４ 令和７年度地域包括支援センター運営方針案について、原案の通り承認する。

（５）令和７年度匝瑳市地域包括支援センター及び匝瑳市西部地域包括支援センター事業計画（案）について、事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

E 委員：西部地域包括支援センター事業計画（案）の中で、高齢者の「通いの場」作りを推進するとあるが、具体的にはどのように計画しているのか。

事務局：まずは、百歳体操が市内に広く広まっているので、そちらをお勧めしたいと考えている。

E 委員：そうすると、既存のコミュニティセンターとかそういう所を、場所としては考えている

ということか。

事務局：地域におけるコミュニティセンター等を、活用させていただきたいと考えている。

C 委員：地域包括の方で、要支援の方のケアプランを一人で持てる人数について、決まっているのだろうか。というのも、前回のこの会議の資料の中で、市外の居宅介護支援事業所に委託している件数がかなり多かった。それは、地域包括の人数が少なく、対応できないから委託しているのか、それとももう少し余力があるのかを教えてもらいたい。

事務局：現在、西部地域包括では3職種1名ずつプラス常勤のプランナーが1名いる。その中で西部として、直接のケアマネジメントを行っている状況である。しかし、3職種の持っているケースというのは、やはり虐待ケースであるとか、ご家族の関係性が複雑なケースといったもの等、複数の専門職で見た方がいいであろうというケースを預らせていただいていると考えている。特に上限を言われているわけではないが、包括としての活動に影響のない範囲でお預かりしているので、1人15件程度というくらいの目安を、市と相談させていただいて一応の基準としている。プランナーに関しては特に上限はないので、しっかりとマネジメントやモニタリングができる人数というところを、本人の能力を考慮して、件数を増やしている状態である。

A 委員：成年後見制度の活用支援とあるが、今これは社会福祉協議会に委託しているのではないのか？成年後見は、認知症のある方が活用することが多いが、ここの総合相談支援のところで、高齢者にまつわる様々な相談に応じ、解決に向けた支援を行うとある。先日、ある高齢者で、奥さんはいない、子どももいない、親はいない、兄弟もいないということで、甥や姪はいるが、自分の今後についてどうしようかと相談があった。成年後見は、認知症がないと多分やらないと思うが、そうではなく、認知症にならなくても、今は結婚しない人も多く、また奥さんが先に亡くなってしまうとか、これからだんだんそういう人も増えてくる。高齢者にまつわる様々な相談に応じるということであれば、認知症であるとか、介護が必要であるとか、そういう状態ではない人たちについての対策も、考えていただきたい。

事務局：社協の方は、法人として成年後見制度の方をやっているわけで、市から委託しているわけではないということになるが、成年後見制度はなかなかまだ浸透してないところであるので、まずはその相談先というところで社会福祉協議会がメインになっていくというところを、来年度から進めていく。それ以外についても、地域包括であったり、福祉課であったりというところで相談を受けていたので、それについては継続していこうと考えている。

議長：社協の方は、今、市と一体になってやっているという状況ではなくて、依頼を受けた範囲の中でやっている状況である。今後については、市と社協が連携し、社協の役割という部分を契約上で明確化して進んでいくという予定でいる。役割分担を含めて、市との調整はある程度は進んできている。

B 委員：いわゆる認知症は抜きにして、今後、A委員が言ったように、お独り様の支援に行政の方がどう関わっていくかというのが、非常にネックになってくる。例えば、お独り様でお家がなくて、アパートを借りようとした時の保証人の問題であるとか、あるいは施設に入る時の身元引受人のことであるとか、今までは市の措置というものがあつた時代は、市の方で責任を持ってくれていろんなことをやれたと思うが、現状ではちょっと難しい。そういう人が

取り残されることのないような、行政としての関わりを作ってってもらいたいし、その方向性だけでも我々に示していただきたい。

A 委員：認知症にならなくても、高齢化して、自分の行き場がなくなってしまうという人がこれから増えてくる。

B 委員：信託サービスを組んで進めているような業者もあり、民間のサービスも進んでいるところもあるが、やはり一番信頼できるのは、行政のサービスの中でなんとか継りたいという方が一番多いと思う。

A 委員：できれば、高齢者なんでも相談みたいな形ができるといい。成年後見という、どうしても認知症の人が対象という形になってしまう。

事務局：なんでも相談というお話があったが、地域包括支援センターでは総合相談を業務として行っている、まずは市民の方の相談先として地域包括支援センターをよく周知していくというのが、ひとつの課題だと思っている。また、今年度から、地区の民生委員の定例会に参加させてもらったり、スーパー等に行って出前相談をやったりというところで、まずは市民の皆さんに相談先ということで、認識してもらおうのが最初かと思っている。高齢者の方で、自宅から出られないような方については、民生委員さんに各家庭を回ってもらっている、そういったところでも相談事を受けていただいて、こちらに繋いでいただければと考えている。

A 委員：民生委員になる人も少なくなっている。

議長：今の点については市全体で、ここには区長会関係の方も出席されているが、この地域のコミュニティの問題、いろんな役員の問題が出てきている。民生委員は担当が別の課になってしまうので、回答しづらいということもあるが、市として全体として考えていただかないと成り立たなくなってしまうと感じているので、よろしくをお願いしたい。他にないようであれば、議事5について採決を取らせていただく。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

<賛成全員>

議長：賛成全員ということで、議事5 令和7年度匝瑳市地域包括支援センター及び匝瑳市西部地域包括支援センター事業計画（案）について、原案の通り承認する。

（6）指定介護予防支援事業所における虐待防止対策の強化について、事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

<特になし>

（7）地域包括支援センターの柔軟な職員配置について、事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

議長：これについては、今どうこうではなく、今後条例等で、手続きが進んだ段階において、再

度この協議会の承認を必要ならば受けるという、そういう段取りでよいのか。

事務局：お見込のとおりである。

6 その他

追加資料の「介護保険料等における基準額の調整について」について、事務局が説明を行った。

7 閉会

事務局が閉会を宣言した。